

(目的)

第1条 この規程は、学校法人駿河台大学寄附行為第60条の規定に基づき選任された評議員の報酬等について、定めることを目的とする。

(報酬及び交通費の支給)

第2条 評議員には、報酬及び自宅から本学までの交通費実費（以下、「報酬等」という。）を支給する。

2 評議員の報酬は、評議員会出席につき日額10,000円とする。

3 第1項の規定に関わらず、理事が評議員を兼ねている場合には評議員の報酬は、支給しない。また、本法人の教員又は職員が評議員である場合には、評議員としての交通費は、支給しない。

(報酬等の支給方法と支給日)

第3条 報酬等は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得られれば、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

2 報酬等は評議員会開催日の翌月末日までに支払うものとする。

(改廃)

第4条 この規程の改廃については、理事会の決議を経るものとする。

附 則

この規程は、令和 2年4月1日から施行する。

この改正規程は、令和7年4月1日から施行する。